

みんなの掲示板

掲載記事を 募集しています！

●次回の広報「ふじさと」は……

発行日：5月26日（月）

原稿提出締切：5月 9日（金）まで

広報ふじさとでは、広報手段を持っていない団体やサークル、町民の皆さんが行う文化・学習・スポーツ・まちづくりなどの様々な催しや活動を紹介します。

町民向けに発信したい情報がありましたら、ぜひ広報ふじさとをご活用ください。

【申込み・お問い合わせ】藤里町総務課総務係（広報担当） ☎ 0185-79-2111

FAX 0185-79-2293

広報「ふじさと」に広告を掲載しませんか？

藤里町では、広報発行業務において、広報に掲載する有料広告を募集しています。広報「ふじさと」は、町内の全世帯や県内外の関係機関、町外在住の町出身者などに配布している町の広報紙です（毎月25日発行）。

広告掲載の箇所は、広報紙の最下段部分一色刷となります。詳細は下記をご覧くださいの上、お申し込みくださいようお願いします。

なお、広告スペースには限りがあるため、多数のお申し込みをいただいた場合は、記事のサイズや掲載の時期等について御相談させていただく場合がありますのでご了承ください。

●広告の規格及び掲載料

広告の種類	広告の大きさ	広告掲載料（月額）
1号広告	縦 8.0 cm 横 18.0 cm	一色刷 5,000円
2号広告	縦 8.0 cm 横 8.5 cm	一色刷 3,000円

●掲載申込方法

広報「ふじさと」に広告掲載を希望する方は、総務課に備えている「広報ふじさとへの広告掲載申込書」にご記入のうえ広告原稿案を添付し、掲載を希望する月の前月25日までに（25日が休祝日の場合は直前の平日までに）データで提出してください。提出された申込書等を審査の上、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知いたします。

●広報「ふじさと」に掲載できない広告

次のいずれかに該当する広告は掲載できません。詳細については直接担当までお問い合わせください。

- （1） 広報ふじさとの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- （3） 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- （4） 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- （5） その他、掲載広告として妥当でないと認めるもの

●お申込み・お問い合わせ

藤里町総務課総務係（広報担当） ☎ 0185-79-2111 FAX 0185-79-2293